

スクール会員・保護者 各位

一般社団法人 横河武蔵野スポーツクラブ
横河武蔵野フットボールクラブ

会則一部改訂のご案内

この度、2020年5月1日より会員会則を一部改訂させていただくことになりましたのでお知らせいたします。改訂箇所は以下の通りとなります。今後とも、サッカーを通して青少年の健全なる心身の育成と技術の向上に努めてまいりますので引き続きご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

現行会則	新会則
<p>第11条（施設の閉鎖）</p> <p>■本スクールは以下の理由で施設の一部又は全部を閉鎖することが出来ます。</p> <p>(1) 大規模な天災・事故などにより、正常なスクール運営ができなくなったとき。</p> <p>(2) 施設の改造又は補修のとき。</p> <p>(3) 法令の改定、行政指導等、やむをえない事由が発生したとき。</p> <p>(4) 経営上の問題でスクールの営業継続が困難になったとき。</p> <p>■本スクールが以下の理由で施設の一部または全部を閉鎖する場合の会費は、以下の通りです。</p> <p>(1) 大規模な天災・事故の場合</p> <p>16日以前に発生した場合、月会費は発生しません。</p> <p>16日以降に発生した場合、月会費は通常通り発生します。</p> <p>(2) 施設の改造または補修の際に他の会場でも行わない場合月会費を規定の受講回数で案分し、その1回分の金額を受講回数分掛けて徴収します。</p> <p>(3) 行政指導により営業を停止せざるをえなくなった場合月会費は徴収しません。</p> <p>(4) 経営上の問題で本スクールの営業継続が困難になった場合会員の皆様に事前に通知いたします。</p>	<p>第11条（施設の閉鎖）</p> <p>本スクールは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本クラブの施設の全部または一部を閉鎖することが出来ます。</p> <p>(1) 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。</p> <p>(2) 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。</p> <p>(3) 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含みます。）、行政指導もしくは命令等があったとき。</p> <p>(4) 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。</p> <p>(5) その他、本クラブが営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。</p> <p>2.前項の場合、法令の定めまたは本クラブが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。</p> <p>3.本クラブは、閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前まで会員に対しその旨を告知または通知します。</p>

以上